

重要事項説明書

令和6年8月1日現在

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-753-1133
受付時間 9時～17時
担当 生活相談員 岩井勝己 中島とよ子

2 特別養護老人ホーム「豊潤館」の概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護（併設型、空床型）

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称 特別養護老人ホーム 豊潤館
所在地 埼玉県春日部市花積267-7
介護保険指定番号 介護老人福祉施設（埼玉県1170600850号）

(3) 施設の職員体制

職種	配置基準	業務内容
管理者	1人	サービス管理全般
医師	1人	診療、健康管理
生活相談員	1人以上	生活上の相談等
介護支援専門員 (生活相談員と兼務)	1人以上	サービス計画の立案、管理等
看護師	3人以上	医療、健康管理業務
機能訓練指導員 (看護師と兼務)	1人以上	機能訓練等
介護員	27人以上	日常介護業務
管理栄養士	1人以上	栄養管理等

(4) 施設の設備の概要

特養定員90名、ショート10名				
居室	4人部屋	19室	3人部屋	4室
	個室	12室	静養室	1室
浴室	一般浴室	1室	医務室	1室
	特殊浴室	2室	食堂・談話室	6室

(5) 協力病院 岩槻中央病院（さいたま市岩槻区東岩槻2-2-20）

3 サービス内容

①食 事

朝 食	8 時 00 分	～	8 時 45 分
昼 食	12 時 00 分	～	12 時 45 分
夕 食	18 時 00 分	～	18 時 45 分

②入 浴

…週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

③介 護

…必要に応じて下記の施設サービスを提供します。

食事、排泄、着替え等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

④生活相談

…生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも相談できます。

⑤リハビリテーション

…必要に応じ機能低下の予防、拘縮予防のリハビリテーションを行います。

⑥緊急時の対応

…体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

⑦安全管理

…年間2回の避難訓練等を行い常時、安全管理に配慮しています。

⑧療養食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合、療養食を用意しています。

⑨所持品等の保管

…特別な事情がある所持品についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品当の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑩レクリエーション

…当施設では、日々のクラブ活動のほか、行事が行われます。

⑪その他のサービス

…介護保険の適用を受けられないサービス等に関しては、その都度相談の上対応させていただきます。

4 利用料金

(1) 併設型短期入所生活介護費（1日） 春日部市は1単位10,333円です。

居室	介護度	サービス単位	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
個室	介護度1	603単位	623円	1,246円	1,869円
	介護度2	672単位	694円	1,388円	2,083円
	介護度3	745単位	770円	1,540円	2,309円
	介護度4	815単位	842円	1,684円	2,526円
	介護度5	884単位	913円	1,826円	2,740円
多床室	介護度1	603単位	623円	1,246円	1,869円
	介護度2	672単位	694円	1,388円	2,083円
	介護度3	745単位	770円	1,540円	2,309円
	介護度4	815単位	842円	1,684円	2,526円
	介護度5	884単位	913円	1,826円	2,740円

※短期入所生活介護費と各種加算の合計は日数によって端数が繰り上がることがあります。

(2) 送迎 片道184単位 負担金(1割)190円 (2割)381円 (3割)571円

※春日部市、さいたま市岩槻区にお住まいの方のみのご利用になります。

※利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合にのみご利用出来ます。ただしそれ以外の方でご希望される場合には実費になります。

(実費分 片道1,900円)

(3) 夜勤職員配置加算 1日13単位 負担金1日(1割)14円(2割)27円(3割)40円

(夜勤を行う時間帯に介護職員・看護職員が、最低基準を1人以上上回った配置)

(4) 療養食加算 1回8単位 負担金1回(1割)8円 (2割)17円 (3割)25円

(1日3食(3回)を限度とし、医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合に算定)

(5) 若年性認知症患者受入加算 1日120単位 負担金1日(1割)124円 (2割)248円 (3割)372円

(若年性認知症患者を受け入れ、介護サービスを提供した場合に算定)

(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算

1日200単位 負担金1日(1割)207円 (2割)414円 (3割)720円

(認知症日常生活自立度がⅢ以上で、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合、入所日から7日を限度とし算定)

(7) 緊急短期入所受入加算 1日90単位 負担金1日(1割)93円 (2割)186円 (3割)279円

(居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合に算定)

(8) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 総単位数に13.6%を加算

(9) 滞在費、食費（1日）

段階	居室	滞在費	食費負担限度額
第1段階	個室	380円	300円
	多床室	0円	
第2段階	個室	480円	600円
	多床室	430円	
第3段階①	個室	880円	1,000円
	多床室	430円	
第3段階②	個室	880円	1,300円
	多床室	430円	
第4段階	個室	1,231円	1,620円
	多床室	915円	

※ 滞在費は午前中の退所や午後の入所でも1日と計算します。

※ 食費の内訳 朝食410円、昼食670円（おやつ含）、夕食540円

※ 食費負担限度額の取り扱いについて

1日の食費の合計額について、食費負担限度額に達するまでは介護保険からの補足給付は行われず、食費負担限度額を超える額については介護保険より補足給付が行われます。

※ 次のいずれかに該当する方は、多床室に係る費用を適用する。

①感染症等により、個室の利用の必要があると医師が判断した者。

②著しい精神障害等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるものとして、個室の利用の必要があると医師が判断した者。

5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6 身体拘束について

介護保険指定基準上「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められていますが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

7 虐待防止の為の措置に関する事項

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止の為の指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名（損害保険ジャパン） 保険名（社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」）

9 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する当必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	(携帯)
続柄	
主治医	
病院等	
医師名	
住所	
電話番号	

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

生活相談員 岩井勝己 中島とよ子 電話048-753-1133

苦情解決責任者 施設長 浜野健治

第三者委員 斉藤千松（法人評議員） 電話048-754-0449

横田廣司（地域） 電話048-794-2284

② 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

春日部市 介護保険課 電話048-736-1111

埼玉県国民健康保険連合会 電話048-824-2568（直通）

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にも基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意をしました。

利用者 住 所
氏 名 印

家族又は代理人（ ）
住 所
氏 名 印

※代理人の場合は利用者とのご関係を（ ）にご記入下さい。